

第123回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和7年6月18日提出分）

議案番号	件 名
第 85 号議案	宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

第85号議案

宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月18日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 宍粟市福祉医療費助成条例（平成17年宍粟市条例第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1)～(5) 略〕 (6) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1)～(5) 略〕 (6) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万9千円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額

改 正 前			改 正 後		
第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 （7） 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が<u>80万円</u>以下である者をいう。			に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 （7） 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が<u>80万9千円</u>以下である者をいう。		
別表（第3条、第4条関係）			別表（第3条、第4条関係）		
高齢期移行者	区分 I	高齢期移行者が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年	高齢期移行者	区分 I	高齢期移行者が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年

改 正 前			改 正 後		
		(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が <u>80万円</u> 以下であること。 [2 略]			(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が <u>80万9千円</u> 以下であること。 [2 略]
	区分Ⅱ	高齢期移行者が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 [1 略] 2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が <u>80万円</u> 以下であること。 [3・4 略]		区分Ⅱ	高齢期移行者が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 [1 略] 2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が <u>80万9千円</u> 以下であること。 [3・4 略]
[略]			[略]		

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[]の記載は注記である。

(宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年宍粟市条例第98号)の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め

改 正 前	改 正 後
るところによる。 〔(1)～(9) 略〕 (10) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が<u>80万円</u>以下である者をいう。	るところによる。 〔(1)～(9) 略〕 (10) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が<u>80万9千円</u>以下である者をいう。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。